

【法人のホワイト化】

- 1 各企業が取引を開始・継続するに当たって、取引先と反社会的勢力との関係を確認することは、既に定着していることと思います。

あるアンケート結果によれば、取引先と反社会的勢力との関係が疑われる場合、半数以上の企業が、取引を解消・縮小することです。このことは、社会から反社会的勢力を排除するという観点から、大いに歓迎すべきことといえます。

しかし、反社会的勢力と関係していないのに、その関係を疑われてしまった、あるいは、知らずに反社会的勢力と取引をしてしまったが、その後、取引を解消したという場合にまで、反社会的勢力のレッテルを貼られてしまうと、どうなってしまおうでしょうか。その企業は、健全な取引社会から排除され、その存続が危ぶまれてしまうこととなります。そして、健全な取引社会では存続できない企業は、反社会的勢力に取り込まれてしまい、反社会的勢力の資金源となってしまいます。

このような悪循環を断つためには、一度、貼られてしまった反社会勢力というレッテルを剥がす必要があります。このレッテルを剥がす活動のことを「ホワイト化」といいます。

ホワイト化は、企業が反社会的勢力に取り込まれるのを防ぎ、反社会的勢力排除を促進するものです。そのような意味で、暴力団離脱者の社会復帰支援活動とともに、今後、注目される活動といえます。

- 2 ホワイト化は、企業が、反社会的勢力と関係がない場合は、その嫌疑を解消し、反社会的勢力と関係をもってしまった場合は、その関係を遮断したうえで、そのことを広く社会や取引先に認識してもらい、風評被害の回復や取引の維持・再開を図るという手順で行われます。

具体的には、まず、関係者から事情を聴取したり、各種資料を分析することにより、企業が反社会的勢力と関係があるのかどうかを調査することから始まります。調査の方法としては、当該企業の社員が自ら調査を行う社内調査の他にも、専門家等の第三者による社外調査が考えられます。どちらの調査方法を選択するのは、悩ましいところですが、経営陣による反社会的勢力の関与が疑われる場合や組織的な関与が疑われるような場合は、調査の客観性を担保するためにも、社外調査の方が適切ではないかと思えます。

そして、調査の結果、反社会的勢力と関係があることを確認した場合やその疑いが払拭できないような場合は、その関係を遮断し、又は、疑いの原因を取り除かなければなりません。反社会的勢力との関係には、まず、従業員・役員・株主等の企業内部の者が反社会的勢力であった場合が考えられます。このような場合は、従業員の解雇、役員の



寄稿者
近藤直樹弁護士

解任、株式の取得等を検討することになります。一方、取引先が反社会的勢力であった場合は、暴力団排除条項を活用する等して、契約関係の解消を図ることになります。

最後に、調査の結果、企業が反社会的勢力とは関係がなかったこと、又は、過去に関係があったが、現在、その関係を遮断したことを、社会に公表したり、取引先に報告書を提出する等して、社会や取引先からの信頼を回復することになります。

3 このように反社会的勢力とのレッテルを貼られてしまっても、ホワイト化により、健全な取引社会に復帰するという道が残されています。

しかし、ホワイト化の成功事例は、全国的にも希であり、一度、反社会的勢力と関係してしまうと、その後、社会や取引先からの信頼回復は非常に困難というのが現実です。やはり、反社会的勢力とは一切関係を持たないというのが、肝要と思われま

寄稿者

埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-8-4

A & F大宮ビル2階

近藤・貝賀法律事務所

TEL : 048-788-2361

FAX : 048-788-2362

埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会

弁護士 近藤直樹

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.154」から編集したものです。